国際希少野生動植物種の流通管理強化

現状と課題

国際希少野生動植物種は、その<u>希少性から高額で取引</u>されているものが多い。

適法に輸入された個体等については、<u>登録した上で、登録票</u> とあわせて譲渡し等を行うことができる。

登録されている個体等を占有しな〈なった場合等は、<u>登録票の</u> <u>返納が義務</u>づけられているが、生きている個体について、個 体が死亡しても<u>返納しない場合が少な〈ない</u>と推察。

未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として 不正に利用した事件も発生。



スローロリス 写真提供:自然環境研究センター



オオバタン 写真提供:自然環 境研究センター

講ずべき措置の概要

現行の登録制度

登録の要件

適法に輸入された個体

日本国内で繁殖した個体 など



以後、登録票とともに移動

申請

個体と登録票は1対1対応



登録機関

登録票

マダガスカルホシガメ 写真提供:自然環境研 究センター

> 新たに有効期限を設定(生きている個体) 個体識別措置を導入(可能かつ必要な種)



マイクロチップ

- ✓ 一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
- ✓ 登録票と登録個体の対応関係を強化

